

徳島県生活困窮者自立支援事業【就労準備支援】

審査基準

	審査項目		審査内容	配点
1	実施方針	基本的な考え方	・現在の社会情勢とそれに対する課題を踏まえた上で、業務仕様書及び実施要領に基づいた実施方針となっているか。	10
2	実施体制	事業の実施体制	・人員体制は事業を実施するに十分なものか。 ・事業の実施に必要な経歴、資格、経験等を有する職員を配置する計画となっているか。 ・職員の資質向上のための研修等が計画されているか。	10
3	事業内容	日常生活自立に関する支援	・社会参加に必要な生活習慣の形成や回復が図られる計画となっているか。	10
		社会自立に関する支援	・共同作業やボランティア活動への参加が具体的に計画されているか。	10
		就労自立に関する支援	・継続的な就労経験の場の提供が可能な計画となっているか。	10
		就労体験の場の開拓	・就労体験の場及び就労訓練事業を行う者を開拓できる計画となっているか。	10
		事業利用促進のための取組	・事業の利用促進を図る具体的な取組が計画されているか。	10
4	収支計画等	適切な経費の積算 経営の安定等	・事業の実施に必要な経費は、適切に積算されているか。 ・事業を適切に履行できるだけの安定した経営基盤があるか。	10
5	総合評価		・本事業を総合的に勘案して、生活困窮者自立支援事業【就労準備支援】として実施するに適切なものかどうか。	20
			合計	100